



平成 26 年 3 月 27 日

各 位

株 式 会 社 マ ク ロ ミ ル  
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 本 哲 哉  
( コ ー ド 番 号 : 3 7 3 0 東 証 一 部 )  
問 合 せ 先 : 取 締 役 杉 山 直 也  
電 話 番 号 : ( 0 3 ) 6 7 1 6 - 0 7 0 0 ( 代 表 )

### 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 10 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「平成 26 年 3 月 10 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義いたします。）の取得について、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、当社普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 26 年 4 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、同月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社取締役会は、本日付で、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 26 年 4 月 30 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主をもって、当該株主が保有する全部取得条項付普通株式の全部（ただし、当社の自己株式を除きます。）を、同年 5 月 1 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 4,000,000 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式（下記「I. ①」において定義いたします。）を交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

#### 記

##### I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 26 年 3 月 10 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、平成 26 年 3 月 10 日付当社プレスリリース「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）」の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定

義するものをいいます。)といたします(以下「手続①」といいます。)

- ② 手続①による変更後の当社の定款の一部をさらにに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部(但し、当社が保有する自己株式を除きます。)を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を4,000,000分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます(以下「手続②」といいます。)
- ③ 会社法第171条第1項並びに手続①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を4,000,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社BCJ-12(以下「公開買付者」といいます。)以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です(以下「手続③」といいます。)

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更(手続①)及び全部取得条項に係る定款一部変更(手続②)の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

手続①及びこれに伴う所要の定款一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、手続②の定款一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款一部変更の内容は、平成26年3月10日付当社プレスリリースの「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)」に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、同リリースの「I. 当社完全子会社化のための定款一部変更」の「2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-2」)」に係る変更の内容のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力の発生

手続①及びこれに伴う所要の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

また、手続②の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成26年5月1日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得(手続③)の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

手続③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成26年3月10日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、手続②の定款一部変更の効力発生を条件として、平成26年5月1日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、手続①の定款一部変更によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき4,000,000分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様へ交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に786円（公開買付者が平成25年12月12日から当社普通株式並びに新株予約権及び新株予約権付社債に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は次のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成26年2月3日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成26年2月17日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成26年3月10日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成26年3月27日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－1」）の効力発生日	平成26年3月27日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成26年3月27日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成26年4月11日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成26年4月24日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成26年4月25日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成26年4月30日（水）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更（「定款一部変更の件－2」）の効力発生日	平成26年5月1日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成26年5月1日（木）

以上